

第9回東京都北区資源循環推進審議会

平成26年1月29日
午後3時開会
第二委員会室

次 第

○ 開 会

○ 会長挨拶

議 題

1 資源（古紙）持ち去り防止対策検証事業結果について

2 パブリックコメント実施結果について

3 審議会答申（案）について

4 その他

○ 閉 会

《配付資料》

資料1 資源（古紙）持ち去り防止対策検証事業結果について

資料2 パブリックコメントの実施結果

資料3 審議会答申（案）

資源（古紙）持ち去り防止対策検証事業結果について

1 目的

区民との協働による古紙の持ち去り行為防止対策の一環として、区民が古紙を区の回収に出す際に、北区の古紙回収に提供したものであり、持ち去りを禁止する旨の意思表示を一齐にしまい、これによる持ち去り防止効果を検証し、今後の古紙持ち去り防止施策の検討に資することを目的に実施した。

2 事業内容

特定した地域（以下「対策地域」という。）において、古紙を区の回収に出す際に、「持ち去り厳禁、北区の資源回収に提供します。」との意思表示を一定の期間（以下「対策期間」という。）一齐にしまい、平常時の回収量と比較した。

(1) 実施期間

- ① 平常時計量期間 平成25年10月1日～10月31日
② 対策期間 平成25年11月1日～11月30日

(2) 対策地域等

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
実施地区	岩淵町	王子3丁目 王子4丁目	岸町1丁目 中十条2丁目	志茂2丁目	堀船1丁目 堀船3丁目	赤羽西6丁目
集積所数	134	189	124	179	179	92
世帯数	2,491	2,994	1,897	2,885	2,918	1,710

※集積所数は平成24年10月1日現在、世帯数は平成25年10月1日現在

(3) 意思表示方法・周知方法等

区が回収する古紙のうち新聞・雑誌について、北区の資源回収に提供した旨及び持ち去りを禁止する旨の表示をした紙カバーをかけて、梱包して出してもらう。

紙カバー（別紙資料1）は区が作成し、一世帯につき5枚を周知チラシ兼用封筒（別紙資料2）に入れ、本事業の受託事業者がポスティングにより当該地域の区民に配付した。

なお、「持ち去り厳禁」等の意思表示方法は、古紙が集積所に積み上げられた場合でも確認できるよう、側面のあるカバーとした。

また、紙カバー配付用の袋は、環境に配慮し再生利用可能な紙製封筒とし、本事業の周知用チラシは、経費抑制も踏まえて封筒表面に印刷した。

3 実施結果

(1) 回収量比較

平常時と対策期間の一日あたりの平均古紙回収量を比較すると、対策期間の回収量が、新聞・雑誌・ダンボールの合計で7.6%増加し、新聞のみでは12.2%増加した。

古紙の回収量は、天候や祝日等により影響を受ける。この要素を本事業の検証にあたり加味することは困難なことから、単純に回収実績を比較対照した。

また、回収量の比較においては、10月と11月では回収日数が異なり、曜日ごとの回収規模も異なる。そのため、1日あたりの平均回収量について、下記のとおり第5週の数量を除いた比較を行った。

平常時である10月と対策期間の11月の回収量を比較すると、対策期間の回収量は、新聞・雑誌・ダンボールの合計で7.6%増加し、新聞のみでは12.2%増加した。

◎一日あたりの平均回収量比較（第5週を除く。）

単位：kg

	新聞	雑誌	ダンボール	合計
平常時	870	553	499	1,922
対策期間	976	588	504	2,068
増減量	105	35	5	145
増減割合	112.1%	106.3%	101.1%	107.6%

(2) まとめ

対策期間の回収量は平常時に比べ増加したが、持ち去られた量が不明なことから、増加要因が持ち去り厳禁の一斉意思表示の効果なのか、他の理由によるものかを厳密に判断することは困難ではある。

しかしながら、別添写真のとおり「持ち去り厳禁」の表示がいくつも並ぶ光景は持ち去り行為を威圧するものがあり、抑止力を感じる。なお、紙カバーが破れて置かれていた集積所があったことから抑止効果が機能しない場合があるとも言えるが、古紙を持ち去る際に破られたとしたら、持ち去り者が紙カバーを忌み嫌った表れであり地域として取り組んだことにより生じた効果とも言える。

次に、平常時と対策期間の回収量比較においては、対策期間の回収量が7.6%増加した。王子・赤羽地区の過去3年間の10・11月の回収量（第5週を除く。）を比較するとほぼ同量で増加要素は見られないことから、対策期間の回収量の増加は、紙カバーによる持ち去り防止効果と言えるのではないかと思慮できる。

なお、対策地域を除く王子・赤羽地区でも5.5%増となっていることから、排出量が全体的に増加したとの見方もあるが、対策地域の効果が他の地域にも作用したと捉えることもできる。

また、新聞に限れば、王子・赤羽地区の4.1%増に対して、対策地区は12.1%増となっており、その違いは明瞭である。

なお、本事業を長期にわたって実施した場合、慢性化により効果が薄れることも考えられ同様の効果が継続するかどうかについては不明である。

4 実施状況 (写真)

月曜日地区



火曜日地区



水曜日地区



木曜日地区



金曜日地区



土曜日地区



東京都北区資源循環推進審議会答申 中間のまとめに関するパブリックコメント実施結果

○概要

意見提出期間 平成25年12月2日(月)～平成26年1月6日(月)

意見提出者 8名(郵送3名、ホームページ5名)

No.	意見の概要	審議会の考え方(案)
1 検討に向けて		
リサイクル率		
1	リサイクル率について25%に設定するなら具体策の明確化をすべきである。	とりまとめた具体策を総合的に推進することが重要と考えます。
2	リサイクル率を高めるためには衣類、廃プラスチックの分別資源化をもっと進めるべきである。	
2 ごみ減量の具体策の検討		
○生ごみの減量		
1	「食べ残しをしない」P4の2行目は、食べ残しをすべて否定するのは問題。区で取り組みを強化する必要はない。「食べ残しをしない」を減量の指針とするのは好ましくない。	いわゆる「食品ロス」の意味で、ごみの発生抑制の一例としてあげたもので強制するものではありません。
2	「水切りの徹底」は、疑問。清掃工場でも焼却炉を傷めないために水を撒いて焼却している。	水切りによる減量で収集運搬量を減らしコストの削減が図られるという趣旨です。
3	生ごみが30数パーセントと多いですが、これは個々の家庭が出している量でしょうか。コンビニやスーパーなどの事業者は含まれていないのでしょうか？	家庭から出る可燃ごみの数値です。
○雑がみの資源化		
1	・「古紙」「雑がみ」の分別収集については、表現をわかりやすくしてほしい。 ・紙類のほとんどは、資源だと考えるよう努力することが大切である。	紙類の資源化は、重要と考えています。区民にわかりやすく周知するよう提案します。
2	雑紙は現在も雑誌に混ぜて良いとなっているので、新たに選別させるよりは雑誌に混ぜて良いとの啓発をすればよい。	区民に雑がみを資源として明確に意識していただくためにも別にすることは、必要と考えます。
○小型家電・金属の資源化		
1	・拡大生産者責任の追及について具体的な方法の記述がない。 ・生産者レベルの課題として答申に盛り込んでほしい。	拡大生産者責任については、審議会でも基本であると確認しています。
2	「小型家電リサイクル法」にのっとった、リサイクル回収を急いでほしい。 デジタルカメラなど小型家電を、燃えないごみ程度に、定期的に特定の場所で回収されることを望む。 区民まつり、消費生活展会場だけでは機会が少ない。 回収場所が遠いと、行けない方も出るので距離もご考慮すべきである。 貴重な「都市鉱山」を生かしてもらいたい。	行政側に対する意見として受け止めさせていただきます。
○廃プラスチック類の資源化		
1	北区の対応は、遅い。既に実施している自治体もある。実施する方針を定めたのであれば具体的な方法や時期を示すべきである。	廃プラスチックの資源化は、ごみの減量化につながることはもちろんですが、分別の難しさやコストなどの課題があります。国においては容器包装リサイクル法の見直しが議論されていますので、北区にふさわしい資源化の方法を引き続き検討すべきと考えます。
2	容器包装リサイクル法において自治体の負担が大きいのであれば、負担を減らすよう詳細に検討すべきである。	
3	具体策として ・苺、卵などのプラスチック容器をペットボトル回収日に回収し可燃ごみを減らす。 ・各家庭で裁断できる容器は裁断し容積を減らす。	
4	廃プラを新たに分け、リサイクルする為の燃料消費や労力を掛けるよりはサーマルリサイクルして売電の方が効率が良い。	

No.	意見の概要	審議会の考え方(案)
○戸別収集の地域拡大について		
1	陳情後1年半経過しての審議で、スピード感のない行政の対応に不満を感じている。 地域拡大を期待している住民にとっては、実施先送りなど展望のない答申と落胆が予想される。	ご意見として受けとめさせていただきます。
2	滝野川地区のモデル実施事業についての評価がデータとして出されていない。	ごみ量の推移について第5回審議会にて資料を議論しています。
3	区民アンケートの内容が不適切である。地域拡大が負担増になると感じさせるよう誘導している。	費用がかかることを前提に回答をいただくほうが適切と考えます。
4	「戸別収集の地域の拡大への陳情」が出されたという重みに答えた調査・分析・審議になっていない。 ・戸別収集拡大を切実に望む区民への配慮に欠ける。 ・少なくとも希望の多い地区から順次戸別収集を拡大していく答申を希望する。	他のテーマと同様に区民アンケートの結果等を踏まえ減量化のための一つのテーマとして十分議論しました。
5	・王子・赤羽の住民の多くが集積所収集を希望しているという、区民アンケートの結果は、北区行政の不公平な取り扱いの結果である。 ・土台の異なった区民アンケートでは正しい数字は導かれぬ。 ・誤った区民アンケートの結果を基に解析が進められた可能性がある。	区民アンケートについては、北区全域を対象に無作為抽出し実施しており、客観的な視点で設問は設定されていると考えます。
6	費用対効果の検証はなされたのか？	第5回、第6回審議会でも議論がなされました。
7	区の資金確保ができれば地域拡大が実施されると思っていた。	ご意見として受けとめさせていただきます。
8	滝野川地区での戸別収集の実施は、放火事件を受けての消防署からの要請で審議会に諮られずに実施されており、今回は、審議会でも議論されることについては釈然としない。	戸別収集の地域拡大は、更なるごみの減量化のための具体策の1つのテーマとして審議しました。
9	区民への負担は、平等であるなら、基本に関わる施策も平等に実施されるべき。	ご意見として受けとめさせていただきます。
10	王子・赤羽地区のごみ収集形態の変更問題は、区長提案により解決すべきである。	行政側に対する意見として受け止めさせていただきます。
11	「お金がないなら滝野川地区の戸別収集を即刻中止し、それができないなら北区全体の戸別収集の実施を」	ご意見として受けとめさせていただきます。
○家庭ごみの有料化について		
1	・有料化を実施する準備ができていない。 ・燃えるごみ分別の内容が甘い。 ・衣料、プラスチックの扱いや分別対象が違うなど、22区と足並みが揃っていない。 ・隣接区境との問題や不法投棄などの具体策が審議されていない。	ご意見として受けとめさせていただきます。
2	区議会議員も審議に加わっているのだから調査費を使って調査研究が感じられる具体策を示すべきである。	ご意見として受けとめさせていただきます。
3	・区民アンケートの取り方が有料化への誘導が強く感じられる。 ・戸別収集を有料化との合わせ技にしないでほしい。 ・資源循環システムの効率化の徹底が先で、有料化は最後の手段である。	区民アンケートは、他の自治体の実施例を踏まえた客観的な設問であると考えます。 有料化は、ごみ減量の手法としては重要と考えます。
4	時期尚早である。有料化は、ごみの減量に対しすべての手立てを盡してから実施すべきである。	ご意見として受けとめさせていただきます。
5	有料化は家計が苦しい中、困る。 4月からは消費税が8%→10%と現行の倍に跳ね上がり家計を圧迫することが必須である。 また介護保険料や国保も上がり、年金は減る一方である。 勤労者の収入は労働環境の悪化の中減り続けている。毎日出るゴミは出さない訳にはいかない。 またわが家は資源ゴミの収集場所で、関係ないゴミを置き去りにする、駐車場に不燃ゴミをおいていくなどルールを守らない人があとを断たない。無断でゴミをおいて行く人が必ずだと予想されるので困る。	低所得者等への減免措置やボランティア清掃活動での無償袋の制度を多くの自治体で実施しています。
6	この地域には防災、緑地化の視点からも役立つ樹木が多くある。しかし、毎年どっさり落ち葉がでる。交通安全の面から枝も年6回ほどきって通行の邪魔にならないよう気を配っている。こういったゴミはたくさんでる。なので有料はストップしてください。	

No.	意見の概要	審議会の考え方(案)
7	廃プラスチックなど石油生成物については安易に家庭負担ではなく、それらを作成している事業者に負担させるべきであって有料化には反対です。	拡大生産者責任については、審議会でも基本であると確認しています。 また、国においては容器包装リサイクル法の見直しが議論されています。
8	ゴミの減量を目指すなら、住民に細かい分別を強制するのではなく可燃ごみを有料化することによって、住民に選択させるのが最適だと思う。 お金を払いたくない方は、できるだけ資源化できるものを分別して可燃ごみを排出するようになり、細かい分別もお金のためなら仕方ないと考えるであろう。 しかし、すべての住民に分別を徹底させるのは不可能に近いと思われ、分別品目が増えることへの対応として行政は回収拠点を増加させたり、回収品目を増やしたり、集団回収などへの助成などすべきである。 分別が面倒くさいと考える方は、高価なゴミ袋を購入していただき、区にしっかり税金を納めていただければいいのではないかと。	ご意見として受けとめさせていただきます。
9	将来的に有料化を行う場合には資源訪問回収を行う事が必要である。	ご提案として今後の参考にさせていただきます。
○その他の具体策		
効果的な啓発活動		
1	「町会・自治会等との協働による地域単位での啓発活動の推進」を進めるのであれば町会・自治会活動への支援策をしっかりと行うのが前提である。	行政側に対する意見として受け止めさせていただきます。
2	町会・自治会等との協働による地域単位での啓発活動の推進とあるが、具体的な内容は？	町会・自治会をはじめ北区地域リサイクラー、北区清掃協力会、北区リサイクラー活動機構など地域住民団体と行政が連携して実施する地域に密着したきめ細かな啓発活動です。
○その他の意見		
1	古着の回収を拡大するべきである。	ご意見として受けとめさせていただきます。
2	粗大ごみ、不燃ごみを区内で分別できる施設を造り、区民が気軽に持ち込め、見学できる様にサービスをするべきである。	ご意見として受けとめさせていただきます。

平成 26 年 1 月 29 日
北区資源循環推進審議会

更なるごみの減量化のための具体策について

答 申 (案)

平成 26 年 1 月

東京都北区資源循環推進審議会

はじめに

循環型社会を実現するためには、従来の「大量生産、大量消費、大量廃棄」型社会や生活スタイルを見直し、社会全体で取り組む必要があります。

限りある貴重な資源を有効活用し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践していくことは、地球環境の保全や次世代に引き継ぐ財産として重要な事項です。

全国の自治体を見ると、「ごみの発生抑制」、「分別意識の向上」及び「排出量に応じた公平の観点」などの点から、6割以上の自治体のごみの有料化を導入しています。また、東京都市部の自治体では、同時に複数のリサイクル事業を効果的に連携させることで廃棄物の発生抑制と約25%のリサイクル率を維持するなど、実績を挙げています。

北区では、リサイクル先進都市として、区民とともに様々なごみの減量施策や資源回収事業に取り組み、実績を上げてきました。

しかしながら、「東京都北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン2018）」の2つの目標であるごみの減量とリサイクル率の向上について、ごみの減量は一定程度進んでいるものの、リサイクル率は伸び悩んでいる状況にあります。

当審議会では、諮問事項である「更なるごみの減量化のための具体策について」区民アンケートを実施し、北区として取り組める実現可能な具体策について議論を重ね、取りまとめたものです。

特に取りまとめについては、優先順位を含め整理しましたので、行政としてすぐに取り組める事業については早急に実施し、ごみ減量の取り組みと区民サービスが向上するよう要望いたします。また、ごみの減量は行政だけでは取り組めないものもありますので、廃棄物関連法令など国の動向を捉え、拡大生産者責任を原則に事業者の取り組みが推進することも重要です。

最後になりますが、この答申を受けて、これまで以上にごみ減量および資源化に係る施策の充実に努めることを切望いたします。

東京都北区資源循環推進審議会

会長 山谷 修作

はじめに

循環型社会を実現するためには、従来の「大量生産、大量消費、大量廃棄」型社会や生活スタイルを見直し、社会全体で取り組む必要があります。

限りある貴重な資源を有効活用し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践していくことは、地球環境の保全や次世代に引き継ぐ財産として重要な事項です。

全国の自治体を見ると、「ごみの発生抑制」、「分別意識の向上」及び「排出量に応じた公平の観点」などの点から、6割以上の自治体のごみの有料化を導入しています。また、東京都市部の自治体では、同時に複数のリサイクル事業を効果的に連携させることで廃棄物の発生抑制と高いリサイクル率を維持するなど、実績を挙げています。

北区では、リサイクル先進都市として、区民とともに様々なごみの減量施策や資源回収事業に取り組み、実績を上げてきました。

しかしながら、「東京都北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン2018）」の2つの目標であるごみの減量とリサイクル率の向上について、ごみの減量は一定程度進んでいるものの、リサイクル率は伸び悩んでいる状況にあります。

当審議会は、諮問事項である「更なるごみの減量化のための具体策について」、区民アンケートを実施し、その結果も踏まえ北区として取り組める実現可能な具体策について議論を重ね、取りまとめました。

特に取りまとめについては、優先順位を含め整理しましたので、ごみ減量の取り組みと区民サービスが向上するよう、行政としてすぐに取り組める事業については早急を実施することを要望いたします。また、ごみの減量は行政だけでは取り組めないものもありますので、廃棄物関連法令など国の動向を捉え、拡大生産者責任を原則に事業者の取り組みが推進することも重要です。

最後になりますが、この答申を受けて、これまで以上にごみ減量および資源化に係る施策の充実に努めることを切望いたします。

東京都北区資源循環推進審議会

会長 山谷 修作

目次

1	検討に向けて.....	1
	（1）北区の計画と目標	1
	（2）北区の廃棄物と資源回収の現況.....	1
	（3）検討事項の整理	2
2	ごみ減量の具体策の検討.....	3
	（1）生ごみの減量	3
	（2）雑がみの資源化	5
	（3）小型家電・金属の資源化	6
	（4）廃プラスチック類の資源化	8
	（5）戸別収集の地域拡大	10
	（6）家庭ごみの有料化	12
	（7）その他の具体策	14
3	事業化に向けて.....	17
	用語集.....	18
	東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿.....	22
	東京都北区資源循環推進審議会審議経過.....	23

1 検討に向けて

(1) 北区の計画と目標

北区では、平成 21 年 3 月に「東京都北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン 2018）」を策定し、「循環型社会の構築～ごみゼロのまちづくり～」の基本理念のもと、平成 19 年度実績に比較して平成 30 年度までにごみ排出量 20%削減、リサイクル率を 25%に向上させることを目標としています。

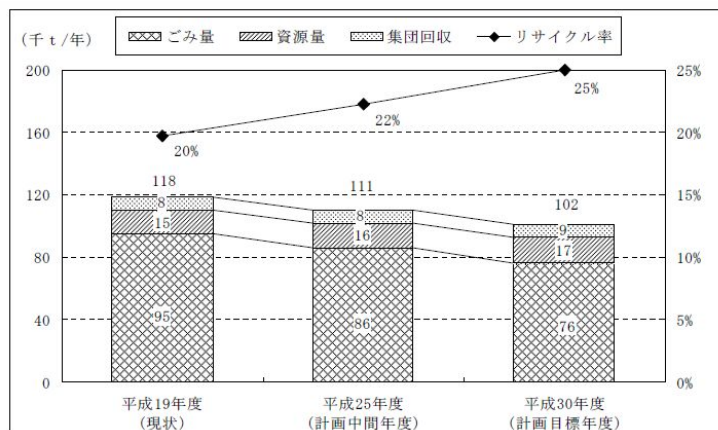


図 1 ごみ排出量とリサイクル率の目標（出典：エコプラン 2018）

(2) 北区の廃棄物と資源回収の現況

平成 23 年度の北区のごみ排出量は 89,175 トン、ごみ排出量の減量は進んでいるものの、その伸びは鈍化しています。また、リサイクル率は 19.1%で停滞しており、現状のままでは計画の達成は困難です。

北区の資源回収は、古紙、びん・缶、ペットボトルを集積所及びステーションで回収し、紙パック、発泡トレイ、廃食用油、古布を公共施設や店舗などの拠点回収で行っており、資源化に努めています。

また、町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体で行っている集団回収は、集合住宅や町会、自治会などへの働きかけ、区の報奨金や消耗品の支援により、回収実績がある実施団体の数は微増となっていますが、回収量は頭打ちから減少傾向にあります。

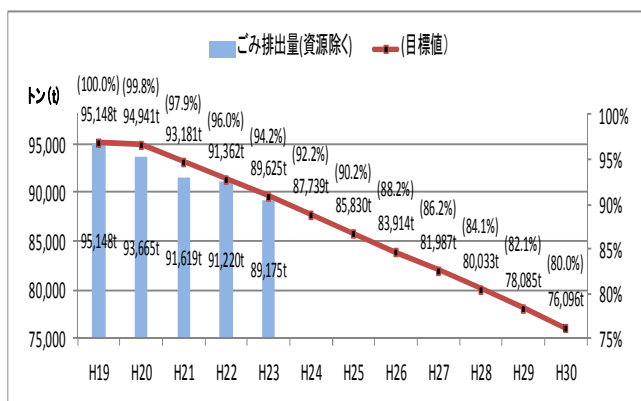


図 2 ごみ排出量の推移

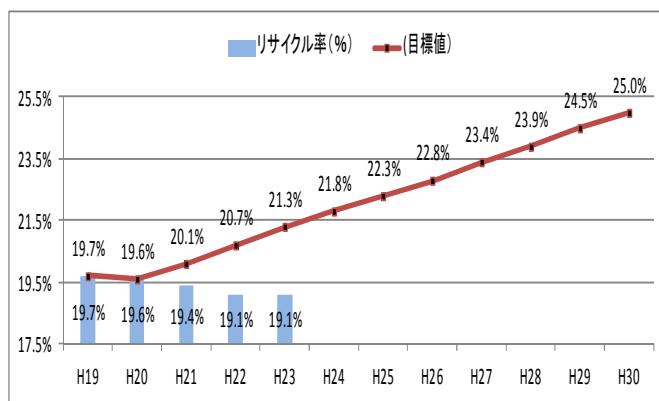
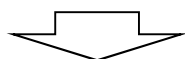


図 3 リサイクル率の推移

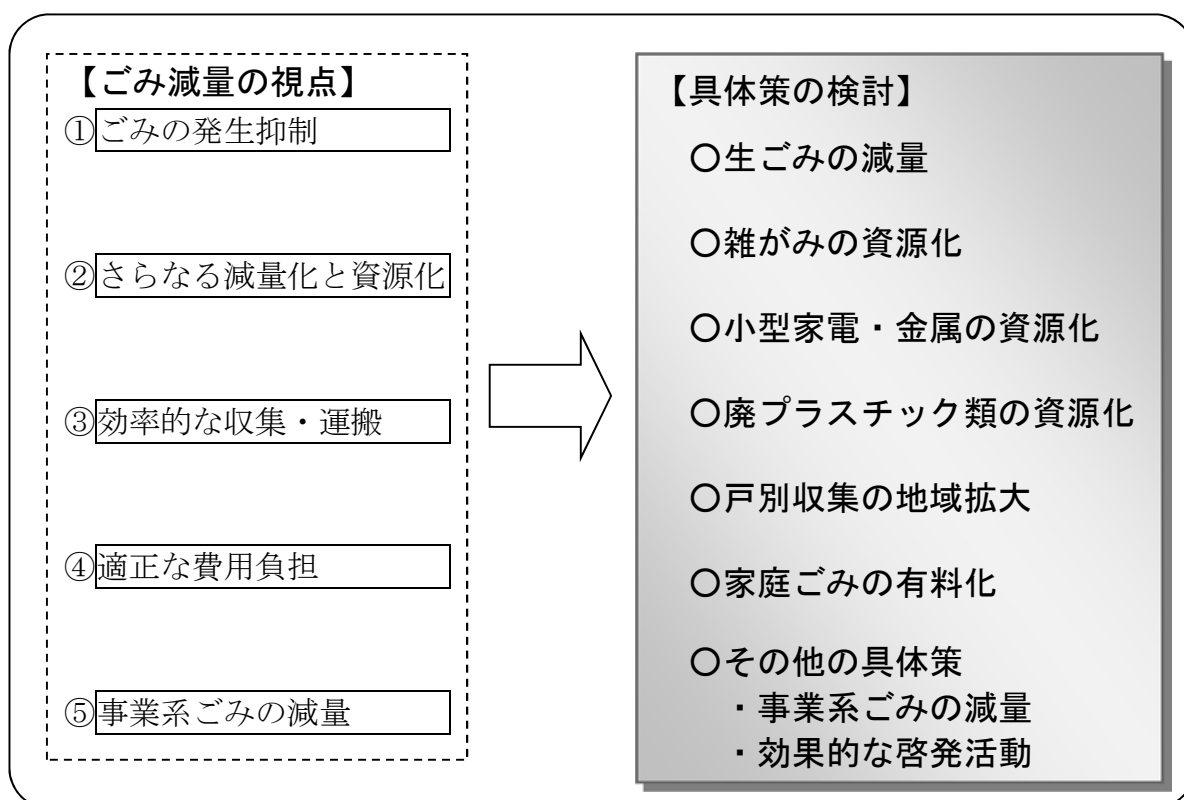
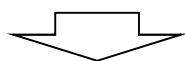
(3) 検討事項の整理

北区の目標や現状を踏まえ、本審議会では更なるごみの減量化のための具体策として、ごみの発生・排出段階での取り組みを中心に、以下のとおり「生ごみの減量」「雑がみの資源化」「小型家電・金属の資源化」「廃プラスチック類の資源化」「戸別収集の地域拡大」「家庭ごみの有料化」「その他の具体策」について検討しました。

【北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン2018）】
基本理念：「循環型社会の構築」～ごみゼロのまちづくり～
目 標：平成19年度実績と比較して、平成30年までに
ごみ排出量を20%削減
リサイクル率を20%から25%に向上



【北区のごみの現状】
・ごみ排出量の減量が進んでいるものの、その伸びは鈍化している。
・リサイクル率は伸び悩んでいる。

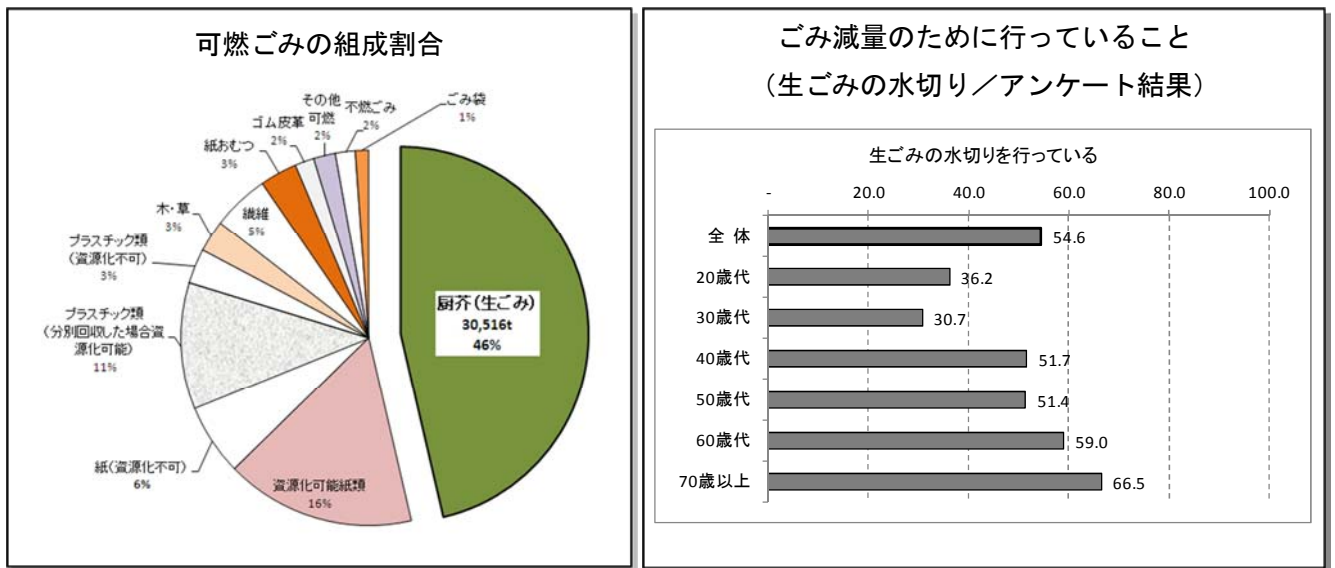


2 ごみ減量の具体策の検討

(1) 生ごみの減量

【現況・課題】

- ・「北区一般廃棄物処理基本計画」では生ごみについて、水切りや啓発を促進し、発生抑制に積極的に取り組むとしている。
- ・北区ごみ組成調査の平成 21 年度から 23 年度の 3 か年平均値では、厨芥類が可燃ごみの 46%を占めており、さらなるごみ減量にはこの厨芥類をいかに減量できるかが重要である。
- ・区民アンケート調査では、減量のために「生ごみの水切りを行っている」が 54.6%を占めており、区民の意識も高いと考えられる。



【審議会での主な意見】

- ・生ごみの水切りは誰にでもできることであり、生ごみを乾かすだけで 20%減量の効果がある。
- ・生ごみが減量されるとどの位の効果があるのか、具体的な金額が分かるような身近に感じられる PR が効果的であると考えられる。
- ・学校等での教育や取り組みなど、子ども側からの啓発も必要である。
- ・23 区で足並み揃えた取り組み、キャンペーンなど、関心のない人に関心を持たせる、目を向かせる PR が必要である。
- ・生ごみを濡らさないことが重要である。
- ・適量消費できるような小ロット商品など事業者への働きかけも必要である。

【生ごみ減量への取り組み】

区民一人ひとりが日常的に継続してごみの減量化に取り組めるよう支援する。

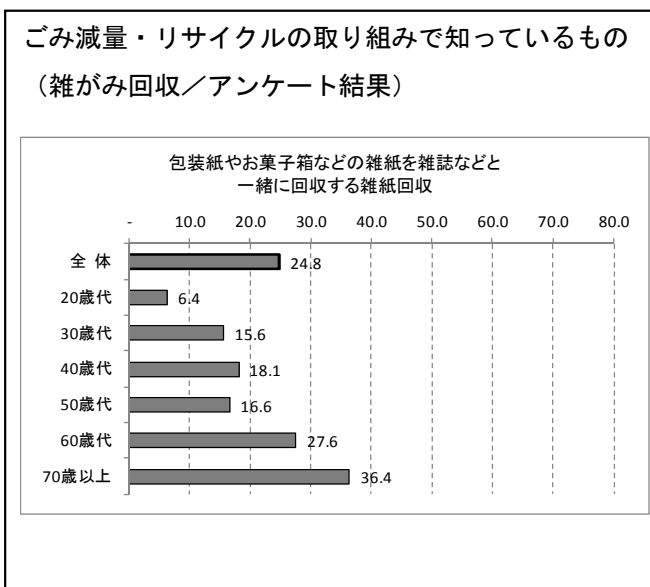
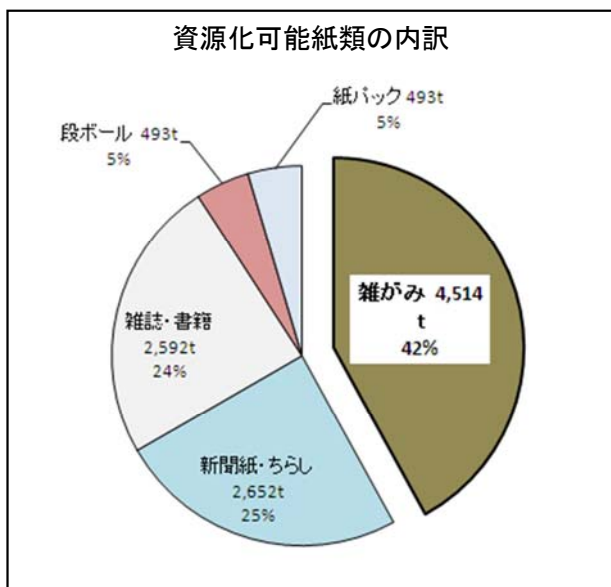
生ごみ減量の効果的な取り組みとして、食べ物を粗末にしない、食べ残しをしない、ごみを極力出さない調理法に取り組む、必要なものを必要な分だけ計画的に購入することを心掛けるなど、発生抑制に重点を置いた啓発・周知活動を継続する。

- 家庭における生ごみの乾燥や水切りなど、発生・排出抑制の取り組み方法の周知徹底
- 生ごみ減量に関心ない人たちにも関心を持たせるような啓発活動の推進
- 学校で子どもたちが参加・実践できるような環境教育の実践

(2) 雑がみの資源化

【現況・課題】

- ・北区ごみ組成調査の平成 21 年度から 23 年度の 3 か年平均値では、資源化可能紙類のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の再生できる紙（菓子箱、紙袋、はがき、封筒など）である「雑がみ」が 42%を占めている。
- ・「雑がみ」は、区の回収では雑誌等に挟んで出すように広報しているが、その認知度の低さや分別の手間などの理由から回収量は多くない。また、集団回収では紙の分別状況が売却に影響するため、積極的に回収する業者数も少ない。



【審議会での主な意見】

- ・「雑がみ」はリサイクルできるという周知が必要である。
- ・「古紙」と「雑がみ」に品目を分け、目に見える形で分別することが有効である。
- ・回収品目、回収場所、行政コストなどを踏まえた回収モデルケースを検討すると良い。
- ・古紙などは行政回収から集団回収へ移行するPRが必要である。
- ・回収場所、集積所を増やして利便性を高めることが可燃ごみの減量につながる。
- ・現状でも古紙持ち去りが発生している。持ち去り対策も必要である。

【雑がみの資源化への取り組み】

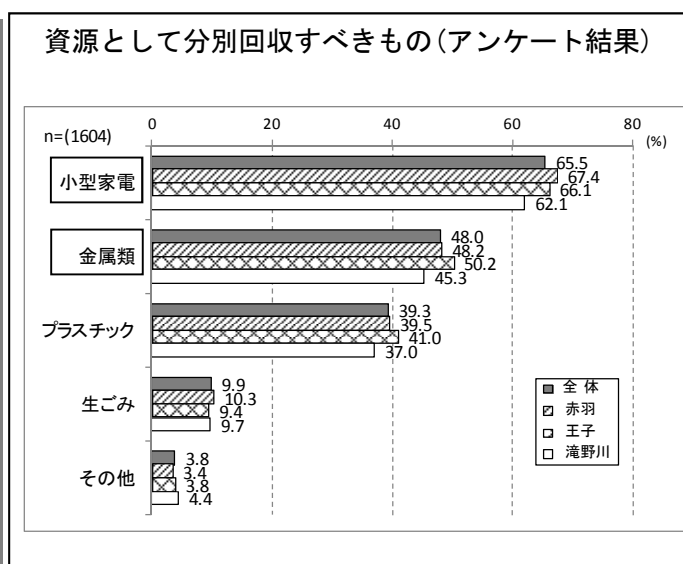
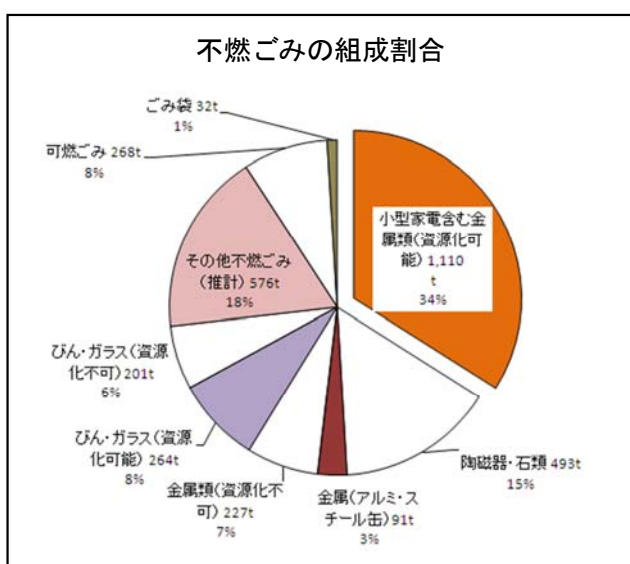
資源化可能な「雑がみ」の適正な分別・回収を実践し、資源化率の向上を目指す。

- 「雑がみ」はリサイクルできる資源であるという区民への周知徹底
- 家庭ごみを「古紙」「雑がみ」に品目を分けるなどの分別意識の啓発活動の推進
- 集団回収の古紙の品目の一つである「雑がみ」の回収を普及させるなど、資源回収方法の拡充
- 古紙の効果的な持ち去り対策の検討実施

(3) 小型家電・金属の資源化

【現況・課題】

- 平成 25 年 4 月、携帯電話や小型ゲーム機、デジタルカメラなどの小型家電に利用されている金やレアメタルなどの金属の再資源化を目的とする小型家電リサイクル法が施行された。
- 資源の有効利用の観点等から、小型家電の回収・リサイクルの促進は重要であるが、回収・選別のコストの増大を抑えるための実施方策の検討が必要とされている。
- 北区ごみ組成調査の平成 21 年度から 23 年度の 3 か年平均値では、不燃ごみのうち、金属類 21%、小型家電 13%を占めており、都市鉱山とも言われる貴重な金属が不燃ごみとして処理されている。
- 区民アンケート調査では、資源として分別回収すべきものとして「小型家電」が 65.5%、「金属類」が 48.0%を占めており、区民の意識は高い。



【審議会での主な意見】

- 拠点回収のエコー広場館まで持って行くには手間がかかる。また、拠点が少ないため、回収場所の検討が必要である。
- 現状の不燃ごみを月 2 回から月 1 回の回収にして、小型家電・金属類を月 1 回にするなど、行政モデル収集を検討してはどうか。
- リサイクルについてのコスト負担は、生産者の拡大生産者責任も重要である。

【小型家電・金属の資源化への取り組み】

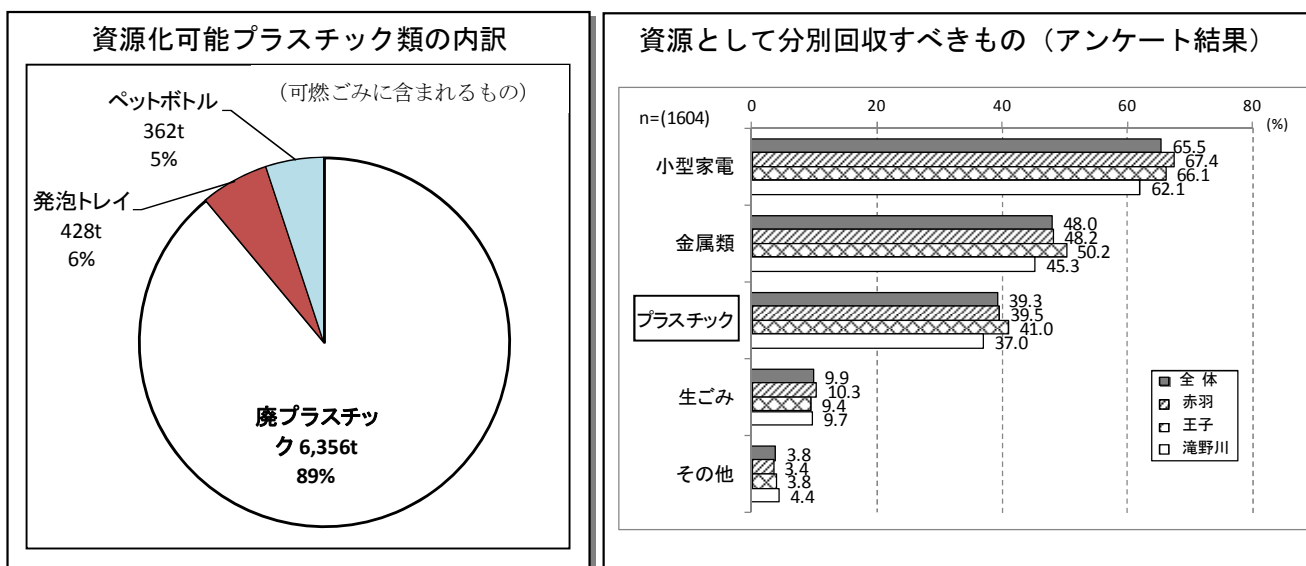
金属資源の分別・回収を促進し、不燃ごみ・粗大ごみにおける金属類のさらなる資源化を目指す。

- 使用済み小型家電はレアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発活動の推進
- 小型家電の回収場所、回収品目、回収方法、個人情報の保護などを総合的に検討する。
- 民間がすでに実施している携帯電話などのリサイクルの取り組みを積極的にPRする。
- 月2回の不燃ごみ収集のうち1回を小型家電・金属回収にあてるなど、区民に分かりやすい分別方法であり、かつ効率的な回収方法を検討
- 粗大ごみから有用な金属を効果的・効率的に回収する方法を検討

(4) 廃プラスチック類の資源化

【現況・課題】

- ・北区ではペットボトルをステーション回収、発泡トレイを拠点回収しており、その他のプラスチックについては、平成 19 年度に一部地域で不燃ごみから可燃ごみとして回収し、平成 20 年度に区内全域で回収を行い、サーマルリサイクル（エネルギーリカバリー）を実施している。
- ・区民アンケート調査では、資源として分別回収すべきものとして「プラスチック」が 39.3%を占めており、区民の意識は比較的高い。
- ・北区ごみ組成調査の平成 21 年度から 23 年度の平均値では、資源化可能なプラスチック類のうち、区が分別収集を行っていない廃プラスチックが 89%と大部分を占めている。
- ・「北区一般廃棄物処理基本計画」では廃プラスチックについて、東京都の最終処分場におけるひっ迫状況や、リサイクル方法の現状、収集運搬経費、環境負荷などの指標を考慮した上で適切な処理方法を検討すべきとしている。



【審議会での主な意見】

- ・廃プラスチック類の回収は収集運搬、選別のコスト負担があり、選別・圧縮・梱包・保管、ほとんどが委託である。経費はかかるが、現状のサーマルリサイクルから今後どのようなリサイクルの可能性があるのか検討していくことが課題である。
- ・廃プラスチック類を家庭で分別する場合、容器包装プラスチックだけに分別できない可能性があると考えられる。
- ・容器包装リサイクル法では自治体の負担が大きくなるようになっているため、国への呼びかけも必要である。
- ・北区はサーマルリサイクル導入時にペットボトルの区内全域で回収を始めたが、そのほかのプラスチックを集積所で回収していない。有料化した場合には区民負担が増えるため、資源扱いとしてほしいという声が出るのではないかと。

【廃プラスチック類の資源化への取り組み】

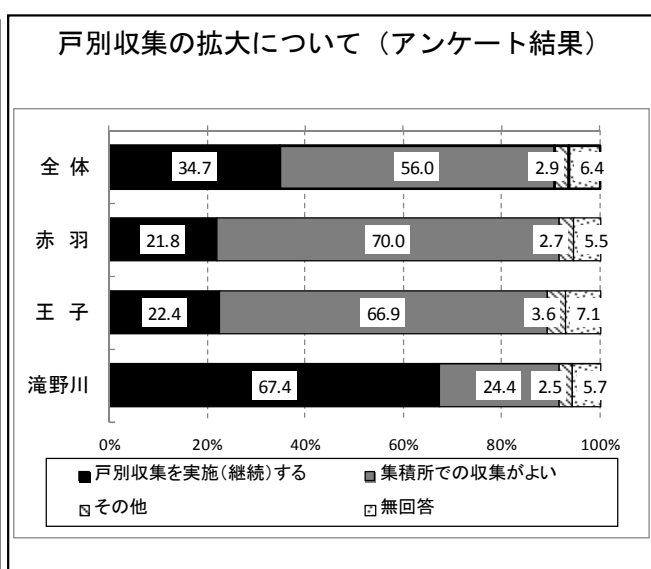
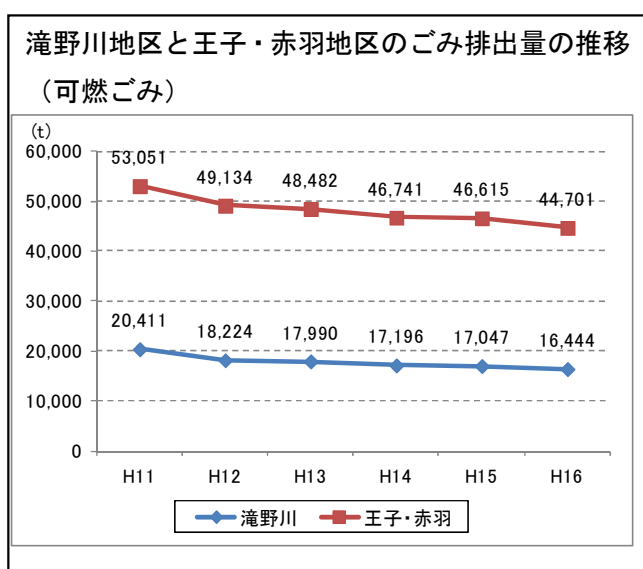
環境面、経済面など様々な観点から、北区にふさわしい資源化の方法の検討を継続する。

- 区民にとって分かりやすく負担とならない分別方法の検討
- 廃プラスチック類の資源化はマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを原則とする。
- 廃プラスチック類は、資源化できるものを効率的に収集運搬できるように中継施設など処理ルートを含め、環境負荷も含めて総合的に検討する必要がある。素材や汚れ等により資源化できないものは引き続きサーマルリサイクル（エネルギーリカバリー）による効率的な処理を原則とする。

(5) 戸別収集の地域拡大

【現況・課題】

- ・滝野川地区では平成12年から戸別収集のモデル実施を開始し、平成14年には滝野川地区全域でモデル実施を行っている。
- ・アンケート調査の結果では、集積所で収集している赤羽・王子地区では、現状の集積所での収集の継続を、戸別収集のモデル地区である滝野川地区では戸別収集の継続を望む意見が多い。
- ・滝野川地区における戸別収集モデル実施の実績をみると、大きなごみ減量効果は見られないが、戸別収集による適正な分別での排出、不法投棄の減少、排出指導の容易さなど、排出者責任が守られる環境である。
- ・3階以上15戸以上の集合住宅には、「廃棄物保管場所」と「資源保管場所」の設置義務がある。



【審議会での主な意見】

- ・戸別収集モデルを実施している滝野川地区では、戸別の収集実施とごみリサイクル意識の向上によるごみの減量効果がみられる。
- ・北区の特徴（車が通行できない狭小路地、集合住宅が多い）を踏まえた収集の取り組みが必要である。
- ・戸別収集は戸建て住宅には効果があると思うが、集合住宅は各戸に立ち入って指導することもできないので難しいと考えられる。
- ・戸別収集の地区とそうでない地区との境界で不法投棄がある。
- ・経費については、有料化と戸別、有料化のみ、戸別のみの場合など、比較して検討する必要がある。
- ・戸別収集の地域を拡大した場合、資源・古紙を戸別収集にするのか、従来どおり集団回収・集積所での回収にするのかは、効率的な収集の視点から検討すべきである。
- ・適正排出にはごみのチェック、指導が重要であるがプライバシーの問題もある。
- ・各地区のアンケート結果は軽視できない。王子・赤羽地区で戸別収集を実施する

際には、明確な説明材料が必要である。

- ・アンケートの結果には、集積所の場所を提供している人や近くの人意見が反映していないのではないか。

【戸別収集の地域拡大への取り組み】

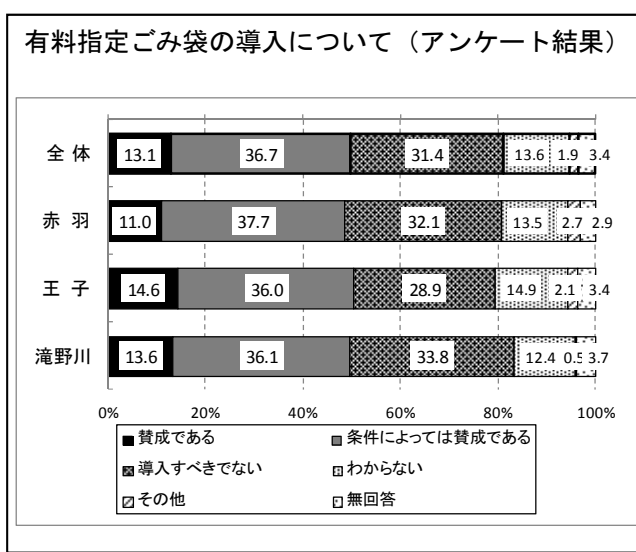
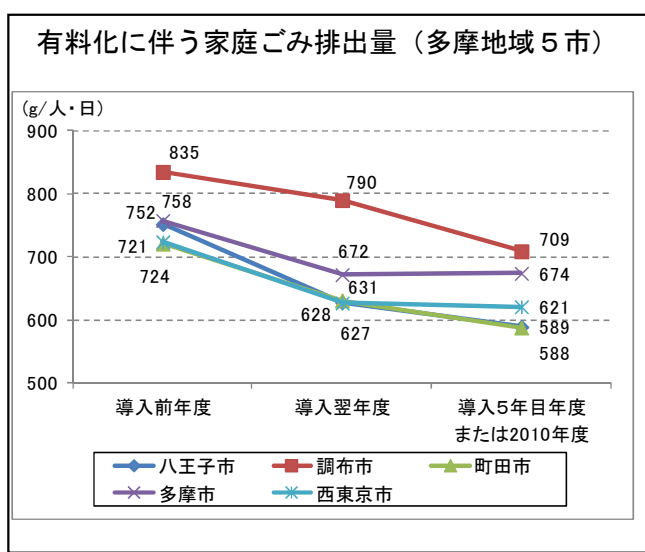
排出するごみについて、各自が責任を持ち、ごみ減量化や家庭ごみと事業系ごみの分離や集積所における管理上のトラブル解消などの観点から、戸別収集は有効な方法と考えられるが、アンケート結果等を見ると早急に導入するよりは、引き続き以下のような視点を踏まえ、実施に向けた検討を継続する必要がある。

- 戸別収集におけるメリットとデメリットの把握、費用対効果の検証
- 戸別収集の対象は戸建て住宅とし、集合住宅は、建物ごとの収集が妥当である。
- 狭小路地が多く、集合住宅が住宅の半数を占める北区の特徴を踏まえた収集方法の工夫
- 効果的、効率的な収集方法を考慮すると、可燃ごみと不燃ごみについては戸別収集が妥当であるが、資源回収については、一定範囲を単位とする集積所での回収が妥当である。
- ごみ出しが難しい高齢者等を対象とした訪問収集事業の継続、周知

(6) 家庭ごみの有料化

【現況・課題】

- ・「北区一般廃棄物処理基本計画」では家庭ごみの有料化について、「清掃事業の効率化とサービスの向上を図ることを前提とし、①料金体系や料金水準、手数料徴収方法、手数料の用途と運用などの有料化の仕組みから、②住民や事業者との連携などに関する有料化の導入までの経緯や運用方法、③有料化導入後の評価と見直しなど、有料化導入自治体の事例調査などを実施した上で検討する」としている。
- ・家庭ごみ有料化は全国で約6割の市町村が導入している。東京都の多摩地域の市においては約8割の自治体が導入しており、実績として大きな減量効果をあげている。ごみ減量に対する有効な施策である。
- ・区民アンケート調査では、指定ごみ袋の導入について「賛成である」が13.0%、「条件によっては賛成である」36.7%とあわせて約半数を占めており、有料化に対する拒絶反応は大きくはないと考えられるが、「導入すべきではない」も31.4%を占めている点も考慮する必要がある。
- ・区民アンケート調査のその他の項目では、「ごみを出す量が少ない人は負担が少なく、多く出す人は負担が多くなるような仕組み」56.6%、「紙おむつ回収袋の無料配布」50.1%、「不法投棄対策の充実」50.1%などに対する関心が高い。



【審議会での主な意見】

- ・有料化の導入には区民に理解してもらえる理由（料金設定、併用サービスなど）の説明が必要である。
- ・有料化の手数料を区民に還元するようなサービスを提供する必要がある。（容器包装プラスチックの収集、集団回収の報奨金の増額、エコショップに対するごみ袋取り扱い手数料引き上げ、無料おむつ回収袋の配布、生活保護者への減免など）
- ・有料化により隣接区の境界など不法投棄が増えることが懸念される。手数料収入を不法投棄対策の強化にあてることも考えられる。

- ・23区全体、隣接する区の検討状況、答申の内容等には温度差があるが、ある程度、足並みを揃えた検討が必要である。
- ・有料化をした場合、減量をする人の負担が増えないようするのが前提である。
- ・有料化を始める区が出て他区も同じように動き出した場合に、北区もその動きに乗り遅れないように検討を進め、備えておくということが重要である。

【家庭ごみの有料化への取り組み】

家庭ごみの有料化は、ごみ減量に対する有効な施策であることは明確である。北区でも有料化導入を前提に制度設計及び導入時期等について、さらに検討を継続し、実現に向けて最大限の努力をする必要がある。導入にあたっては、区民にきめ細やかな説明を行い、一定の理解を得て導入することが必要であり、以下の視点で検討する必要がある。

- 全国的に家庭ごみの有料化の導入が進展している。23区で導入が始まった際に、有料化を実施せずにごみの減量が他区に遅れると、ごみ量を基に東京二十三区清掃一部事務組合の分担金を負担していることから、結果的に区民の負担となる。区民のために他区に遅れることが無く、ごみの減量に取り組むためにも、引き続き有料化の制度を検討し、区民の理解が得られる制度を検討する必要がある。
- 区民アンケート結果等の意見を踏まえて、平均世帯人数を基に世帯当たり月額約300円の有料試算案を検討した結果、試算案は区民に大きな負担をかけるものではない。ごみ減量化の動機づけとして引き続き公平な負担となるような制度の検討が必要である。
- 有料化による歳入を区民に還元することを前提に、清掃及び資源循環のためのサービスの拡充が必要である（プラスチックの分別収集、不法投棄対策の充実、子育て世帯へのおむつ袋の提供、戸別収集の地域拡大など）。
- 有料化にあたり区民負担が増えないように廃プラスチック類の資源化を実施する必要がある。
- 公平な制度とするため、不適正排出・不法投棄の防止を徹底する必要がある。
- 新たにごみ減量施策に対する区民の理解を深めるため、現在のごみの組成割合などの分析をさらに充実し、区民へ情報提供する必要がある。

(7) その他の具体策

① 事業系ごみの減量

【現況・課題】

- ・事業系廃棄物は、法が定める自己処理責任を原則とし、廃棄物処理業者（許可業者）に委託して処理することとなるが、本区には小規模な事業所も多く、許可業者に委託できない中小規模の事業者については、有料ごみ処理券を貼付して区の収集に排出することも可能となっている。しかしながら、現状では事業者の実態把握が難しく、貼付せずに排出される場合も見受けられる。そのため、事業者の排出状況の把握を行い、事業者に対して自己処理責任の周知や指導が課題となっている。

【審議会での主な意見】

- ・小規模事業者の排出状況の把握、店舗併用住宅における事業系と家庭ごみの分別の徹底は難しい問題である。
- ・小規模事業者、商店街の店舗などには、ごみ処理券を貼って排出するということが知らない事業者もいると考えられる。日々の指導、周知が必要である。
- ・排出ルールを守っている事業者には表彰などのメリットを与えるなど、商店街、産業界との連携による取り組みが必要である。
- ・印刷業界では組合で古紙を処理しているが、組合に加入している業者は4分の1程度と少ない。
- ・事業でごみを出すことは経費をかけることになるので、ごみの減量に積極的に取り組んでいる事業者もいる。
- ・小規模事業者を区分する方法としては、小規模事業系専用の袋の作成や、小規模事業系のごみを収集せず、許可業者と契約させるやり方がある。

【事業系ごみ減量への取り組み】

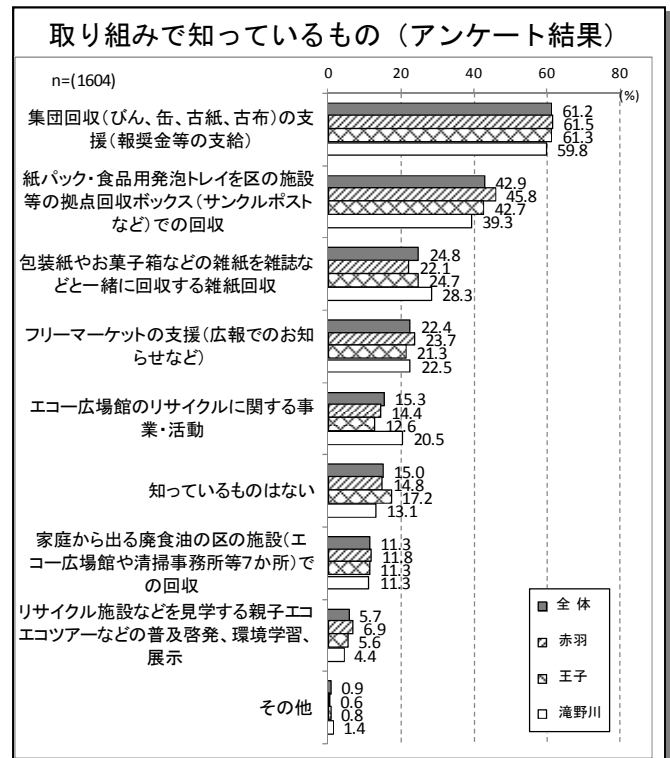
事業系ごみは、法の趣旨や法令遵守の普及啓発や排出指導が重要である。事業者の排出状況を把握し、排出指導を充実するとともに、業種や事業規模に合わせた、ごみ減量の普及啓発に努める。

- 事業者の排出状況の把握を行い、事業者に対して事業系ごみの自己処理責任（法令遵守）の周知徹底及びごみ減量の普及啓発を推進する。
- 大規模事業者排出指導の基準を見直し、中・小規模の事業者についても事業規模に応じた指導を行い、ごみの減量について協力を要請する。
- 商店街や事業者団体と連携した事業系ごみの適正排出や許可業者収集への移行などの取り組みの検討
- 廃棄物の適正処理や減量に取り組んでいる優良事業所の表彰制度やエコショップ認定制度などの導入の検討
- ごみ排出量が少ない小規模事業所に対する対応策の検討

② 効果的な啓発活動

【現況・課題】

- ・「環境教育（親子施設見学会 エコエコツアー、子ども環境学習）」「エコ広場館でのイベント開催」「外国語版ごみの出し方のチラシ配布」「ホームページへの情報公開」など、様々な啓発活動に取り組んでいるが、ごみ減量に関心の低い区民に対する情報発信が課題となっている。
- ・区民アンケートでは、区の取り組みで知っているものについて「エコ広場館のリサイクル事業・活動」(15.3%)、「エコエコツアーなどの普及啓発、環境学習」(5.7%)と認知度は低い。



【審議会での主な意見】

- ・若い世代への情報提供・啓発、きめ細かな広報を通じたメッセージが重要である。
- ・子ども達の環境学習を継続的に実施し、対象の拡大や内容の充実を図る。また、年齢を問わず「清掃車への同乗」、「清掃工場の職場体験」など、体験型の周知活動や身近なお祭りでのリサイクルイベントなどを活用した周知をすることが必要である。
- ・町会などの横とのつながりを大事にすべきであり、一番小さなコミュニティからごみ減量化・リサイクル化を浸透させていくことが重要と考える。
- ・区内に資源を集積するヤードを用意し、区民が利用できる場所で、ごみやリサイクルの情報を「見える化」→「見せる化」→「見ていただく化」として発信する。
- ・啓発活動は全く興味がない、やってみたいと思わない人に、やってみようかなと思わせるぐらいのインパクトが必要である。
- ・目から入る情報だけでなく、耳から入るような情報発信も有効かと考える。
- ・メディアを使うだけでなく、行政が町の中に入って行ってフェイストゥフェイスでアプローチしていくことも大事である。
- ・事業者には北区ニュースや回覧板も回っていない所が多くある。意見を求めるのも伝わりづらく問題を感じる。

【効果的な啓発活動への取り組み】

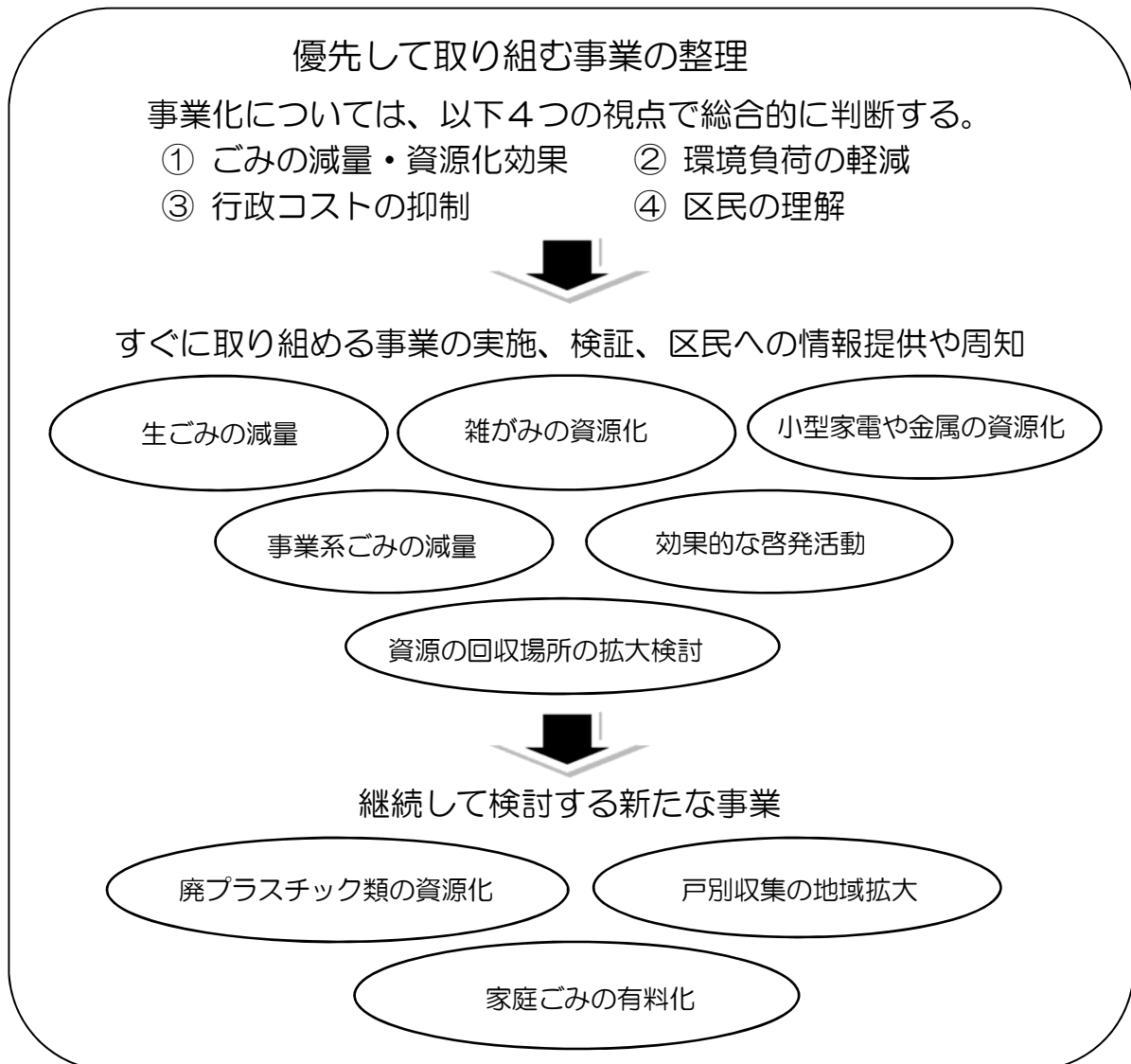
ごみの減量化・資源化の推進のため、環境教育など既存の周知活動を継続的に実施しつつ、区民の意識改革につながる廃棄物情報の提供やリサイクルに関する情報の発信など、普及啓発活動を拡充する。また、新しい普及啓発の方法を検討する。

- 啓発に必要なデータとして、ごみの組成調査を拡充し、区民が分かりやすい普及啓発資料を作成し、全区民を対象とした定期的な普及啓発を実施する。
- 多様な媒体を活用した区民に見てもらえるような情報の提供と、ごみ減量に関心がない区民への情報の発信方法の検討
- 子どもがごみ減量・リサイクルに興味を持ち、学べるような環境学習・体験学習の拡充
- 子どもから大人まであらゆる世代が参加でき、ごみ減量・リサイクルの大切さを実感できる環境教育など継続的な事業の実施と新しい事業の検討
- 分別の徹底や不法投棄防止など、町会・自治会等との協働による地域単位での啓発活動の推進
- 不動産業者や管理会社等と連携した、賃貸住宅等の入居者へのごみ分別の周知徹底

3 事業化に向けて

区が当審議会で検討した具体策を実施するには、費用や効果などを検討し、区民の協力や理解を得るため、十分な周知を行う必要がある。また、検討にあたっては、区民、事業者及び行政の協働をベースとし、「発生抑制、排出抑制」を原則として、リサイクルは回収量だけでなく質も高めるなど、総合的に判断する必要がある。

具体的な実施にあたっては、優先的に取り組む事業を整理して、住民合意など一定の理解を得て、すぐに事業化できるものを優先的に実施する。また、当審議会で実施した区民アンケート結果からも家庭ごみの有料化及び戸別収集は、現時点で早急に取り組むことは難しい。一方で他自治体の実績からも家庭ごみ有料化と戸別収集は同時または計画的に実施することで、更なるごみの減量に相乗効果が得られる。23区は中間処理を共同で実施しており、原則、ごみ量に応じて東京二十三区清掃一部事務組合の分担金を支払っていることから、他区に遅れることなくごみを減量することが区民のためにも望ましい。そのため、当審議会の答申を踏まえ、行政として来るべき時期に向けて、区民の理解が得られるように慎重かつ十分な検討を進める必要がある。

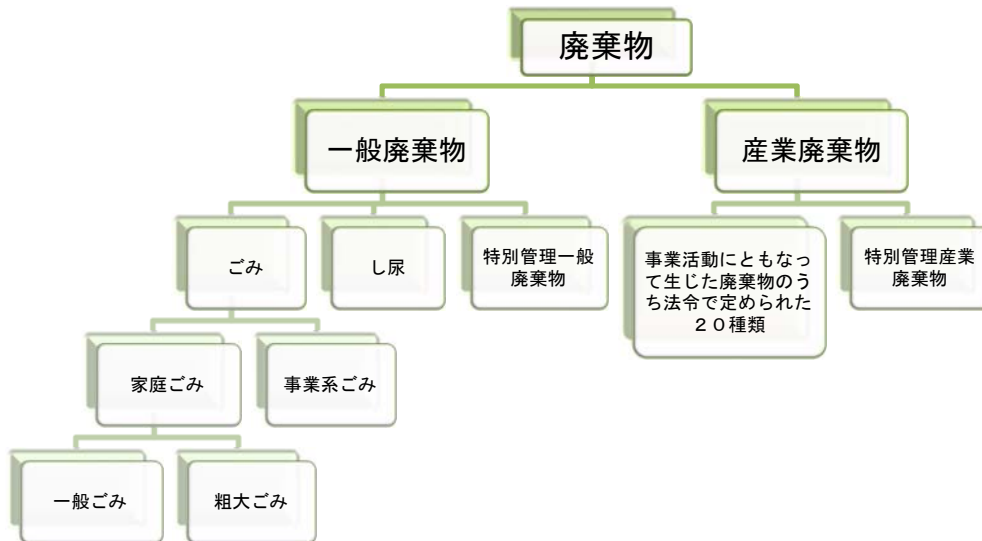


用語集

あ行

一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、ごみとし尿に分類される。



エコショップ認定制度

環境にやさしい商品の販売、包装の簡素化やレジ袋の削減、トレイや缶の自主回収など、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組んでいる小売店を認定する制度。

か行

拡大生産者責任（EPR）

Extended Producer Responsibility。生産者が生産した商品が使用され、廃棄された後まで、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

拠点回収

特定の種類のごみを資源として区内の公共施設などで無料で回収すること。

北区ではエコ広場館や区民センター、一部のスーパーマーケット等にサンクルポストを設置し、資源を回収している。

ケミカルリサイクル

熱や圧力により、元の石油や化学原料に戻してから利用する方法。

小型家電

消費者が通常家庭で使用する電気機械器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないものを、制度対象品目として政令で定めることとしている。

具体的な対象品目は、携帯電話端末、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、映像用機器（DVDプレーヤ等）、音響機器（デジタルオーディオプレーヤ等）、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、ゲーム機など。

小型家電リサイクル法

平成25年4月から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図ることで、循環型社会の形成を推進することとしている。

小型家電リサイクル法では各関係者の役割が規定されており、「消費者（事業者）が分別排出し」、「市

町村が消費者から分別回収して再資源化事業者へ引渡し、「再資源化事業者が引取った使用済小型家電を再資源化を適正に実施する」こととなっている。携帯電話やデジタルカメラなどが対象品目として定められている。

戸別収集

ごみを集積所等へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに出し、清掃職員が一軒ずつ収集していく方法。戸別収集ではそれぞれの玄関先等に出すこととなるので、ごみの出し方に対する意識の向上、それに伴うごみの減量や資源回収率の向上に効果があると考えられている。

さ行

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される。北清掃工場では発電及び隣接施設への蒸気提供を行っている。

なお、平成 20 年「循環型社会の構築に向けた北区の施策のあり方」の答申では、資源化が難しい廃プラスチックの再利用としてサーマルリサイクルをエネルギーリカバリー（廃棄物の熱源利用）として表現した。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール以外の資源化可能な紙類のこと。具体的には、お菓子の紙の箱・ティッシュの箱・コピー用紙・包装紙・ポスター・カレンダー・紙袋・封筒など。

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が、家庭から出る古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。

た行

東京二十三区清掃一部事務組合

平成 12 年 4 月に特別区（東京 23 区）で組織され、特別区内の中間処理を実施している。管理者は特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②他ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、東京二十三区清掃一部事務組合の運営費用は、手数料や売電収入等の歳入の他、特別区である 23 区が「分担金」として、ごみ量の割合で負担している。

は行

「発生抑制、排出抑制」

ごみになりにくい商品の使用や購入、レジ袋や過剰包装の辞退、必要としている人に譲るなどにより、ごみとして発生・排出する量を減量させること。

ま行

マテリアルリサイクル（プラスチックの場合）

廃プラスチックをプラスチック製品へと変換するリサイクル方法。廃プラスチックからペレット状の同質の原料や製品などに加工される。

や行

容器包装プラスチック

商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの。プラマークが目印。

ら行

リサイクル率と資源回収率

リサイクル率とは、一般に資源を含めた総ごみ排出量に占める総資源化量の比率である。総ごみ排出量には、清掃工場への直接持ち込みごみを含んでいる。

資源回収率は、清掃工場への持ち込みごみを含めないで上記の計算をしたものである。

持ち込みごみは、事業系ごみで自己処理責任が原則であり景気変動等の影響を受けやすい。このことから家庭ごみのリサイクル率を見る場合、分母から除外して「資源回収率」を「リサイクル率」としている自治体もある。

リサイクル率＝総資源化量÷総ごみ排出量（清掃工場持込ごみごみを含む）

資源回収率＝総資源化量÷ごみ排出量（清掃工場持込ごみを含まない）

レアメタル

地球上の存在量が稀であるが、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、安定供給の確保が政策的に重要で、産業に利用されるケースが多い希少な非鉄金属を指し、構造材料へ添加して特性を向上させたり、また電子材料・磁性材料などの機能性材料などに使用されている。

具体的にはインジウム・ガリウム・クロム・ゲルマニウム・コバルト・ジルコニウム・ストロンチウム・セシウム・セリウム・タングステン・タンタル・チタン・ニオブ・ニッケル・バナジウム・パラジウム・プラチナ（白金）・マンガン・ロジウムなど。

北区のごみ・資源量推移

単位トン

年度		収集実績						
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	
区収集	可燃ごみ	59,483	69,279	68,161	67,311	65,796	65,238	
	不燃ごみ	16,260	3,945	3,394	3,636	3,264	2,886	
	粗大ごみ	1,932	1,787	1,765	2,176	2,288	2,264	
	資源	スチール缶	848.49	951.78	721.13	570.37	603.81	560.26
		アルミ缶	163.93	183.40	357.30	427.07	388.54	367.27
		びん	2,752.04	2,660.13	2,712.55	2,754.88	2,713.17	2,669.77
		古紙	10,680.17	9,841.36	9,239.32	8,812.92	8,390.01	7,883.82
		ペットボトル(ステーション)	628.52	910.62	948.81	978.67	1,081.70	1,066.32
		分別回収 計	15,073.15	14,547.28	13,979.10	13,543.91	13,177.23	12,547.43
		ペットボトル(店頭回収)	254.24	201.90	193.75	199.27	185.35	173.92
		紙パック	26.92	27.70	27.26	28.91	28.60	25.46
		発泡トレイ	-	-	0.80	2.25	3.81	2.17
		乾電池	0.62	0.62	0.33	0.03	0.00	0.00
		廃食油	-	-	1.97	2.75	2.31	1.99
		拠点回収 計	281.78	230.22	224.11	233.21	220.07	203.54
		資源 計 (a)	15,354.94	14,777.50	14,203.21	13,777.11	13,397.30	12,750.97
区収集 (b)	93,030	89,789	87,523	86,900	84,745	83,139		
持込ごみ (c)	17,473	18,654	18,299	18,097	17,827	18,889		
集団回収	紙類	7,845	7,867	7,755	7,619	7,496	7,489	
	布類	49.43	48.54	49.48	52.82	62.93	65.99	
	金属類	61.30	72.43	63.60	66.94	64.35	60.57	
	びん類	10.47	14.51	9.58	9.35	7.73	6.43	
	その他	0.06	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	
	計 (d)	7,967	8,002	7,878	7,748	7,631	7,622	
ごみ排出量 (e=b+c)	110,503	108,443	105,822	104,997	102,573	102,028		
ごみ排出量(資源除く) (f=e-a)	95,148	93,665	91,619	91,220	89,175	89,277		
総ごみ排出量 (g=d+e)	118,470	116,445	113,700	112,745	110,203	109,650		
ごみ排出量(持込ごみ除く) (h=b+d)	100,997	97,791	95,401	94,648	92,376	90,761		
総資源化量 (i=a+d)	23,322	22,780	22,081	21,525	21,028	20,373		

《持込ごみ含む》

リサイクル率=総資源化量(i)÷総ごみ排出量(g)

リサイクル率(%)	(i/g)	19.7%	19.6%	19.4%	19.1%	19.1%	18.6%
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

《持込ごみ含まない》

資源回収率=総資源化量(i)÷ごみ排出量(h)

資源回収率(%)	(i/h)	23.1%	23.3%	23.1%	22.7%	22.8%	22.4%
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	やま や しゅう さく 山 谷 修 作	東洋大学経済学部教授（会長）
	かとうの たけし 上遠野 武司	大東文化大学経済学部教授（副会長）
	まつ なみ じゅん や 松 波 淳 也	法政大学経済学部教授
区議会議員	わたなべ 渡辺 かつひろ	北区議会議員（第1回～第5回）
	ふるた 古田 しのぶ	北区議会議員（第1回～第5回）
	うつのみや あきら 宇都宮 章	北区議会議員（第1回～第5回）
	あか え 赤江 なつ	北区議会議員（第1回～第5回）
	えのもと 榎本 はじめ	北区議会議員（第6回～第9回）
	あおき ひろこ 青木 博子	北区議会議員（第6回～第9回）
	ほんだ まさのり 本田 正則	北区議会議員（第6回～第9回）
	いしかわ さえだ 石川 小枝	北区議会議員（第6回～第9回）
区民	いがらし よしのり 五十嵐 芳則	公募区民
	おおくほ しげる 大久保 繁	公募区民
	ますはし のりこ 増橋 典子	公募区民
	ほりえ たけし 堀江 毅	北区町会自治会連合会
	たけこし さとこ 竹腰 里子	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	まきもと たつお 牧元 達雄	北区地域リサイクラー協議会
	さいとう くにひこ 齋藤 邦彦	北区清掃協力会
	やまくち のりこ 山口 紀子	堀船生活学校
事業者	おばな ひでお 尾花 秀雄	北区商店街連合会
	わにぶち ゆうじろう 鰐渕 雄二郎	リサイクラー事業協同組合
	さいとう まさみ 齋藤 正美	一般社団法人 北産業連合会
区職員	よりた そのこ 依田 園子	北区政策経営部長

東京都北区資源循環推進審議会審議経過

	開催日	主な内容
第1回	平成24年7月11日	諮問 今後の進め方について 区民意向調査について
第2回	平成24年8月24日	視察 民間リサイクル施設
第3回	平成24年11月12日	区民意向調査の実施、結果報告
第4回	平成25年1月31日	減量化のための具体策の検討① 家庭ごみ（生ごみ）の減量 雑がみ、小型家電、金属、廃プラスチックの 資源化
第5回	平成25年4月24日	減量化のための具体策の検討② 戸別収集の地域拡大 家庭ごみの有料化
第6回	平成25年6月19日	
第7回	平成25年8月28日	その他の具体策（事業系や啓発等） 総括 中間のまとめ（素案）
第8回	平成25年11月6日	中間のまとめ（案）
第9回	平成26年1月29日	答申（案）